

栗東市親子関係形成支援事業業務委託事業者募集要領

この要領は、栗東市親子関係形成支援事業を適切に実施することができる受託者を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

栗東市親子関係形成支援事業業務委託

(2) 業務内容

別添「栗東市親子関係形成支援事業業務委託仕様書（以下、仕様書）」のとおり

(3) 契約上限金額

635,980 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためである。

なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、以下(1)～(6)の要件を全て満たす者でなければならない。

(1) これまでにペアレントトレーニングや仕様書に記載の支援プログラムと同等な研修の実施など、活動実績があり、仕様書に記載する業務の実施が可能な(ア)または(イ)。

(ア) 社会福祉法人または非営利活動法人その他法人であること。

その他法人とは公益社団（財団）法人、学校法人、NPO 法人、株式会社等

(イ) 権利能力なき社団等（法人格のない団体）の場合は、県内に主たる事務所を有すること。

※申し込みは代表者名にて応募すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 参加申込書の提出現在で栗東市入札参加資格者指名停止基準（平成元年2月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、栗東市から指名停止措置を受けたときは、資格参加を喪失したものとする。また、本市の競争入札参加資格を有しない応募者にあつては、本件の公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

(4) 国税および地方税を滞納していないものであること。

(5) 応募が法人の場合は法人の代表者及び役員、法人格のない団体の場合は代表者において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）および児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制および処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）等の規定により、罰金以上の刑に

処されたことがないこと。

(6) 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していること。

3. 応募方法

(1) 募集スケジュール

内 容	日 程
①募集要領の公表・配布開始	令和7年6月27日(金)
②募集要領に対する質問書の受付期限	令和7年7月4日(金)午後5時まで
③質問書の最終回答期限	令和7年7月11日(金)
④企画提案書・応募書類の提出期間	令和7年7月14日(月)から 令和7年7月25日(金)午後5時まで
⑤応募資格の審査結果通知	令和7年7月31日(木)
⑥企画提案の審査・面接日	令和7年8月18日(月)
⑦選定結果の通知・受託予定者の公表	令和7年8月下旬予定

(2) 応募および応募書類の提出

応募方法 応募者は、企画提案書一式およびそれに定める書類を提出すること。

- ①プロポーザル参加申込書 (様式1)
- ②団体等の概要書 (様式2)
- ③業務実績報告書 (様式3)
- ④業務実施体制表 (様式4)
- ⑤栗東市親子関係形成支援事業業務企画提案書 (任意様式)
- ⑥見積書 (任意様式)
見積金額は、契約希望の110分の100で記載すること(税抜きで記載)。
見積算出根拠については詳細に記載すること。
- ⑦業務工程表(スケジュール表) (任意様式)

(3) 提出期間、提出場所、提出方法

- ①提出期間 令和7年7月14日(月)から令和7年7月25日(金)午後5時まで(必着)
提出期限後に到着した企画提案書は無効とする。
- ②提出場所 栗東市こども家庭局こども家庭センター家庭児童相談室(栗東市役所1階)
- ③提出部数 7部(正本1部、副本6部 副本は複写機による写し可)
書類は、分散しないように A4 ファイル等とじ込み、資料番号をインデックスで標本すること。
- ④提出方法 郵送または持参。持参する場合は、あらかじめ日時を連絡の上、来庁すること。

(4) 注意事項

- ① 提出期限を過ぎたものは受理しない。
- ② 提出された書類等は返却しない。
- ③ 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。選定されなかったことによる損害も同様とする。
- ④ 必要に応じて別途資料の提出を求める場合がある。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした場合は提案を無効とする。

4. 質問の受付および回答

(1) 質問様式

質問書(様式5)により提出すること。

(2) 質問受付期間

令和7年6月27日(金)から7月4日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

質問書(様式5)に質問事項を記入し、電子メールで栗東市こども家庭センター宛てに提出すること。

電子メール:kodomokatei@city.ritto.lg.jp

*送信した旨を電話で必ず連絡すること。

*FAX、電話、市役所窓口での質問には応じない。

(4) 質問に対する回答

市ホームページに掲載する。

5. 選考方法および受託候補者の選定

(1) 面接日

令和7年8月18日(月)を予定とするが、詳細は、応募者に別途通知する。

書類審査を行い、質疑応答のため、面接を行います。

(2) 選考方法

提出された企画提案書をもとに、受託候補者選定のために組織された委員で構成する審査委員会(以下、審査委員会)において審査を行う。

(3) 審査項目と評価基準

No.	審査項目	採点割合	評価基準	配点
1	過去の業務実績	5/100	本業務に関する実績があるか	5
2	本業務の推進体制	10/100	業務を行うための人員体制が適切か	5
			スタッフの知識・経験や能力が十分か	5
3	企画提案内容	65/100	事業に対する応募者の考え	10
			実施内容について	30
			受講者人数は適切か	10

			学齢期以降の子どもがいる家庭への対応	5
			講座修了後の対応について	10
4	見積金額および 費用対効果	20/100	見積金額は適正か	10
			費用対効果は適正か	10

(4) 受託候補者の選定

提出された企画提案書等を、評価基準を基に審査し、最も優れている応募者を受託候補者として審査委員会が選定し、契約締結に向けた手続きを行う。

ただし、合計得点が評価基準の合計点6割に満たない応募者については、受託候補者とししない。

なお、応募者が1者だけの場合も審査委員会で、優れた企画提案書等であると評価された場合は、その応募者を受託候補者とする。

(5) 問合せ

応募者の内容、審査の経緯および内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。また、応募者、その関係者から本市に対して自らの応募書類、計画内容等の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問合せは、審査の公平性を期するため、審査の事前および事後とも受け付けない。

(6) 異議申立て

審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。

6. 選考結果の通知と公表

選定結果については、応募者に電子メール等で通知するものとし、栗東市のホームページにおいて、公表する。

なお、本事業において、応募者がいない場合または審査の結果により、すべての提案が本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は受託候補者の決定を行わない。

7. 契約の締結等

(1) 本業務の契約は、栗東市財務規則によるものとする。

(2) 栗東市は、受託候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。

(3) (2) による協議成立後、栗東市と受託事業者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。

(4) 契約締結にあたっては、受託者は、栗東市財務規則（昭和 46 年規則第 18 号）第 138 条の規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、第 139 条の2各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

8. 失格事項

- (1) 本プロポーザル参加にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自で企画提案等を作成しなければならない。
- (2) 応募者は、受託候補者（優先交渉者）の選定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (3) その他不正な行為があったと市が認めた場合は、失格とする。

9. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者が市へ提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (2) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、応募者が負う。
- (3) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、応募者側の責において許諾を得た上、掲載すること。
- (4) 提出書類については、追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。ただし、本プロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

10. その他

- (1) 公募型プロポーザルは、受託候補者を選定するものであることから、具体的な事業実施については、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、本市との協議に基づいて実施すること。
- (2) プロポーザルに要する経費は、応募者の負担とする。
- (3) 応募者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (4) 応募者がなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- (5) 提出書類、質問の作成は日本語で行うものとする。
- (6) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

11. 担当部署および問い合わせ先

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

栗東市こども家庭局こども家庭センター家庭児童相談室（栗東市役所庁舎一階）

電話番号：077-551-0300 FAX番号：077-552-9320

受付時間：平日の9時00分から17時00分まで

メールアドレス：kodomokatei@city.ritto.lg.jp

担当者：小林、城永